

一般廃棄物収集運搬業等許可証

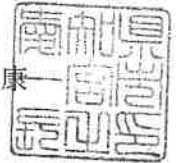
住 所 江南市中般若町東 10 番地
(所在地)

氏 名 株式会社 中部クリーンシステム
(名称及び代表者) 代表取締役 佐藤 昌永

令和 6 年 2 月 28 日付けの一般廃棄物収集運搬業等（許可・許可更新）の申請については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり許可します。

令和 6 年 3 月 27 日

一宮市長 中野 正康



1 許可番号	一宮市環廃第 125 号
2 許可期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
3 事業の範囲 (取扱い一般廃棄物の種類)	収集運搬 事業系一般廃棄物
4 業務区域	一宮市内
5 許可の条件	<ul style="list-style-type: none">・関係法令を遵守し、一宮市の指導事項を遵守すること。・一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。・悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。・一宮市のごみ分別収集を遵守すること。・収集事業所の変更やその他許可申請内容に変更が生じた場合は速やかに届出すること。・四半期毎に一般廃棄物収集運搬業務実績報告書を提出すること。